

新型コロナウイルス感染症の影響により町税を一時に納付することが困難な方のために納税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の納税の猶予を受けることができる特例制度が創設されました。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

制度の内容や手続の方法等については、税務課収納グループへご相談ください。

納税の猶予【特例制度】

- ▶**対象となる方** 下記の①及び②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わず）
- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること
- ※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金等を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、適切に対応します。

- ▶**対象となる税** 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税
個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など、ほぼすべての地方税が対象になります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

- ▶**申請方法** 令和2年6月30日 又は猶予を受けようとする地方税の納期限
いずれか遅い日までに申請が必要です。
申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

- 納税の猶予【特例制度】を適用できない場合でも、他の猶予制度を適用できる場合があります。詳しくは、税務課収納グループへご相談ください。
- 軽自動車税について納税の猶予【特例制度】を適用されている期間中に、対象車両の車検を受ける場合、車検用納税証明書代わりに徴収猶予許可通知書を提示することになります。

【問合せ先】税務課 収納グループ ☎ 029-240-7104

新型コロナウイルス感染症にかかわる最新情報を掲載しています

▶町ホームページ
<http://www.town.ibaraki.lg.jp/kinkyu/corona/index.html>



新型コロナウイルス支援相談窓口ができました

新型コロナウイルスに関する相談や、支援制度の案内など、生活支援のための総合窓口です。

設置期間 令和2年4月27日（月）から当面の間
受付時間 午前9時～午後4時（平日のみ）
設置場所 茨城町役場庁舎 1階ロビー

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者（給与をもらっている）の方への傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

※ただし、休職中に勤務先から給与等の支払いがある場合、傷病手当金の全部もしくは一部の支給が制限されます。

- ▶**対象** 下記の①から⑤の全てに該当する方
- ①茨城町国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の方
 - ②勤務先から給与の支払いを受けている方
 - ③新型コロナウイルス感染症に感染したまたは発熱等の症状によりその感染の疑いがあり、療養のために労務に服することができなかった期間がある方
 - ④その労務に服することができなかった期間について給与の全額または一部が支払われない方
 - ⑤当該労務に服することができない期間が3日以上連続しており、4日目以降の月が令和2年1月1日から9月30日までの間である方
- ▶**支給額** [直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数]×2/3×日数
※勤務先の証明が必要となります。
※日数とは、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間で勤務を予定していた日数です。
- ▶**適用期間** 令和2年1月1日～9月30日
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで
- ▶**申請方法** 所定の申請書を保険課に提出してください。
詳細はお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電話確認のうえ郵送による申請をお願いします。

【問合せ先】保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除の特例手続きのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し国民年金保険料の納付が困難な方へ向けた特例手続きがあります。以下の要件に該当する方については、本人の申告所得等をベースにした免除申請手続きが可能です。

- ▶**対象** 下記の①及び②のいずれにも該当する方
- ①感染症の影響による収入の減少
令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われるなど収入が減少したこと。
 - ②収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること
①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。
- ▶**申請方法** 「収入減少の理由」「減収後の当年中の所得の見込み」について、所定の様式により簡易な申立をしていただきます。本人の申告をベースに判定を行うものとし、所得申立書以外の添付書類は原則不要です。
- ▶**免除の適用期間** 特例手続きによる免除申請は、令和2年2月分から6月分までの適用となります。
7月分からの免除申請は、7月1日以降下記問合せ先へお問い合わせください。
詳しくは保険課（5番窓口）または水戸南年金事務所へお問い合わせください。

国民年金に関する手続きについては、郵送でのお手続きが可能です。希望される際は、保険課へお電話またはFAXにてお問い合わせください。

【問合せ先】水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）
029-219-1026（FAX）